

木造住宅への耐震補助制度のご案内

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に未曾有の災害が発生し、下野市でも建物に多くの被害をもたらしました。

地震は、いつ発生するかわかりませんので、被害を最小限に抑えるためにも、住宅の耐震化が必要です。

市では、震災に強い安全・安心なまちづくりの推進のため、昭和56年5月31日以前に着工された住宅（旧耐震基準の建築物）に対し、耐震アドバイザーの派遣や木造住宅耐震診断、木造住宅耐震改修を行う方に対して費用の一部を補助しています。

各事業・制度の主な内容は次のとおりです。事業の詳細な内容や申請については、都市計画課までお問い合わせください。

耐震アドバイザーを派遣します

耐震アドバイザー派遣事業

「耐震アドバイザー」は、栃木県の認定を受けた建築の専門家で、実際に建物を見たうえで建築物の耐震診断や耐震改修に関する技術的助言を行います。市が派遣費用をすべて負担するため、個人の費用負担はありません。

■対象となる住宅

店舗等併用住宅を含みますが、その場合は、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満とします。

■費用 無料



木造住宅の耐震診断費用を補助

木造住宅耐震診断等補助

木造住宅耐震診断は、建物の構造を確認したうえで、どれだけ地震に耐えられるか詳しく調査し、耐震性の有無を診断するほか、耐震診断結果をもとに補強計画を策定します。

■対象となる住宅

- 次の条件を満たす市内の住宅が対象です。
- ①木造2階建て以下の一戸建て住宅（併用住宅を含む）
 - ②在来軸組工法（※）により建築された住宅
 - ③賃貸を目的としない住宅
- ※在来軸組工法とは、コンクリート基礎の上に木材

で骨組みを組み、外壁材・内壁材を組み込んでいく工法です。

■補助対象者

次の条件を満たす方が対象です。

- ①補助対象住宅を所有する方で、その住宅に居住する方
- ②木造住宅耐震診断事業補助金を初めて受ける方（耐震診断士が行う耐震診断を実施した後に補強計画を策定する場合を除く）
- ③市税等の滞納のない方

■補助額

- ①耐震診断のみを行う場合 2万円（上限）
- ※診断費用は3万円ですが、住宅の図面がない場合は別途費用がかかります。
- ②補強計画策定のみを行う場合 8万円（上限）
- ③耐震診断と補強計画策定を同時に行う場合 10万円（上限）

※耐震診断等に要した経費の3分の2以内を市が補助しますが、診断等の料金は住宅の面積、図面の有無によって異なります。

木造住宅の耐震改修費用を補助

木造住宅耐震改修補助

木造住宅耐震診断を実施し、補強計画に基づいて実際に耐震補強工事を行う場合に補助します。

■対象となる住宅

次の条件を満たす市内の住宅が対象です。

- ①下野市木造住宅耐震診断事業を実施した住宅
- ②下野市木造住宅耐震診断事業の結果、耐震改修が必要と診断された木造住宅

■補助対象者

次の条件を満たす方が対象です。

- ①下野市木造住宅耐震診断事業を実施し、この診断結果に基づいて耐震改修を行う方
- ②対象住宅を所有し、市税等の滞納のない方

■補助額

耐震改修に要した経費の2分の1以内を市が補助します。ただし、上限は80万円です。

■問い合わせ先

都市計画課

☎(48)2114